

産業構造審議会 保安分科会 火薬小委員会 火工品検討ワーキンググループ（第5回）-議事要旨

日時：平成28年10月7日（金曜日）14時00分～16時00分

場所：経済産業省別館3階301共用会議室

出席者

委員

新井座長、秋吉委員、飯田委員、熊崎委員

事務局

福島鉦山・火薬類監理官、福原火薬専門職、齋藤課長補佐、毛利火薬類保安対策官、高橋火薬二係長

議事概要

1.適用除外火工品審査実施要領の試験の一部免除について

事務局より資料1-1の1. について説明。

（委員）

説明のあった内容については特に支障がないと判断される。

適用除外火工品審査実施要領の試験の一部免除については、資料1-1の1.（3）方向性（案）に従い、適用除外火工品審査実施要領（内規）（20140206商局第1号）を修正することが了承された。

2.海外の試験方法及び評価基準の適用除外火工品審査実施要領の試験方法等への代替について

事務局より資料1-1の2. について、説明者より資料1-2について説明。

（委員）

火取法の規制から適用除外にするために内規で定めている安全性評価試験は重要であり、これらを代替することとするには、もっと細部を確認するべきではないか。

（事務局）

今後、適用除外火工品の審査にあたっては、ISO試験の詳細が分かる資料（図面、具体的な試験内容等）も提出してもらい、安全性評価のために情報が不足していれば追加で試験の実施を求める予定。

（委員）

通常点火試験について、ISO試験では発火物質の種類と質量について審査しており、内規の判定基準で対象としている「発生ガス」とは本質的に異なるのではないか。

（説明者）

薬量と組成が分かれば、生成ガスについても把握できるのではないかと考えている。

（事務局）

薬量と組成の情報があれば生成ガスについてもある程度予想ができ、内規に基づく判断（有毒性等）も可能ではないかと考えている。

ISO試験の準用提案に関しては、資料1-1の2.（3）方向性（案）に従い、適用除外火工品審査実施要領（内規）（20140206商局第1号）を修正することが了承された。

3.自動二輪車用着衣型エアバッグの適用除外について

説明者より資料2-2について、事務局より資料2-1について説明。

（事務局）

火工品の適用除外にあたっては、廃棄方法・仕組みも重要と考えている。例えば、今回の火工品を国内輸入する業者の資産面、個人輸入の有無などについてどのように考えているのか。

（説明者）

現在想定している輸入業者については、取引実績や事業者の規模から判断し、資産面などは何れも問題ないと考えている。また国内輸入にあたっては、個人輸入は想定していない。

（事務局）

もし取引業者が倒産等した場合であっても、製品のトレースはできる仕組みになっているのか。

（説明者）

製品の個体番号、購入者、販売店、製品の使用状況（エアバックの使用状況を含む）等を一元管理するシステムを構築しており、トレース可能と考えている。

（委員）

疑似シグナルをセンサがキャッチし、エアバックが誤作動するようなことはないのか。また、運搬中の車両が衝突した場合に、大量の火工品が一度に作動してしまう可能性はないのか。

（説明者）

エアバックを作動させるには、まず複数のスイッチを入れる必要があり、更に衝突と判断するためにも複数の判断項目が設定されており、これらの項目全てに該当した場合に限って作動する仕組みとなっている。

（事務局）

廃棄のための費用は誰が負担するのか。

（説明者）

輸入業者が火工品を作動させた後、一般廃棄物として処理するため、廃棄のための特別な費用負担は発生しないと考えている。

（委員）

現行告示で認めている当該火工品の廃棄については、どのような仕組みとなっているのか。

（事務局）

輸入業者が回収して廃棄することとしている。

当該火工品については、安全性を判断する試験データはそろっており、安全性が確認され、適用除外とすることは差し支えないとされた。

4.その他

特になし

関連リンク

[産業構造審議会 保安分科会 火薬小委員会 火工品検討ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

商務流通保安グループ 鉾山・火薬類監理官付
電話：03-3501-1870
FAX：03-3501-6565

最終更新日：2016年10月13日